

# 公益財団法人シップヘルスケア古川教育財団

## 奨学金給付規程

### 第1章 総 則

#### (目的及び定義)

第1条 この規程は、公益財団法人シップヘルスケア古川教育財団（以下、「財団」という。）が支給する奨学金（以下、「奨学金」という。）の給付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 岡山県内の4年制大学に在籍する、人の生活の基盤を支えるエッセンシャルワーカー（保育、看護、介護、福祉）を目指す学生を対象として奨学援助等を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的とする。
- 3 この規程において、「奨学金」とは、奨学生に給付する学資金をいい、「奨学生」とは、財団から奨学金の給付を受ける者をいう。

#### (奨学生の資格)

第2条 財団の奨学生となる者は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岡山県内の4年制大学に在籍する2年生以上の者
- (2) 将来、人の生活の基盤を支えるエッセンシャルワーカー  
(保育、看護、介護、福祉) 関連の仕事に就くことを目指す者
- (3) 学資の支弁が困難と認められる者
- (4) 所属大学からの推薦を受けることができる者

#### (奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金の給付期間（以下、「給付期間」という。）は、奨学生として採用した年の4月から正規の最短修業年限の終期まで。

- 2 第1項の期間中に給付する奨学金の額は、理事会が決定し募集要項に記載する。
- 3 奨学金は返還を要しない。ただし、第14条の規定により奨学生に対し、給付した奨学金の返還を要求することがある。

(奨学金選考委員会)

第4条 財団は奨学生を選定するため、奨学生選考委員会を設置する。

2 奨学生選考委員会に関し必要な事項は別に定める。

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(募集要項)

第5条 理事会は募集要項を作成し奨学生の採用人数、奨学金の額、その他奨学生の採用に関する必要事項を記載する。

(奨学生願書等の提出)

第6条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を本人又は在籍する大学経由で財団に提出する。

- (1) 願書
- (2) 成績証明書
- (3) 大学学長等の推薦書
- (4) 保護者の所得証明書(現時点で取得できる最新のもの)
- (5) 課題：作文(テーマ等必要な事項については募集要項に記載する)

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事会で決定する。

2 前項の規定により奨学生を決定したときは、速やかにその旨を在籍する大学経由で本人に通知するものとする。

3 理事会は、奨学生選考委員会が奨学生の選考に用いる採用基準を定める。

(奨学金の給付)

第8条 奨学金は、3ヵ月毎の一定日に給付するものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

2 奨学金の給付は、奨学生の指定する銀行口座に送金する方法により行うものとする。

3 奨学生は前項の銀行口座を変更する場合、財団に対し書面で通知しなければならない。

(奨学金受領書の提出)

第9条 財団は奨学金の給付を受けた奨学生に対し、その都度、直ちに領収書の提出を求めることができる。

(奨学生の更新)

第10条 奨学生は採用された次の事業年度から給付期間が満了するまで、各事業年度において奨学生選考委員会から奨学金給付の更新（以下、「給付更新」という。）の決定を受けなければならない。

- 2 奨学生選考委員会は、各事業年度の最初の奨学金給付日までに、給付更新の決定を行わなければならない。
- 3 奨学生選考委員会は、給付更新できないと判断する者がある場合、その者の氏名及び給付更新できない理由を代表理事に通知する。

(異動届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出なければならない。

- (1) 留学する場合
- (2) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (3) 停学、その他の処分を受けたとき
- (4) 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (5) 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所等々)

(奨学金の休止又は廃止)

第12条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金の給付を休止又は廃止することができる。

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (2) 留学したとき
- (3) 留年したとき ※
- (4) 退学したとき
- (5) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (6) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (7) 奨学金を必要としなくなったとき
- (8) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

※ 留年したときには奨学金を休止するが、留年後に進級したときには奨学金の給付を再開するものとする。

(奨学金の復活)

第13条 代表理事は前条の規定により奨学金の給付を休止した者が、奨学金の休止の原因となった事由が解消した後に奨学金の復活を願い出たとき、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の返還)

第14条 代表理事は奨学生又は奨学生であった者が第11条に定める届出の義務を故意に怠った場合又は第12条各号の一つに該当した場合は、その者に対し、第3条第3項の規定にかかわらず、給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(奨学金の辞退)

第15条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

### 第3章 奨学生の責務

(奨学生交流会)

第16条 奨学生は、この財団が奨学生交流会を実施する場合には積極的に出席するものとする。

2 奨学生交流会の出席に要する費用は、この財団が負担するものとし、出席者に交通費などの実施相当額を支給する。

(書類の提出)

第17条 奨学生は、財団が指定する日までに次の各号に掲げる書類を財団に提出するものとする。

- (1) 進級が確認できる資料
- (2) その他提出の必要があると判断した書類

(その他の責務)

第18条 奨学生は、本規程において定めた責務の他に奨学生の地位を理由とする特別な責務を負わない。

### 第4章 補 則

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(実施細目)

第20条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が定める。

(附則)

1. この規程は、2024年2月13日から施行する。